

第36号議案

春日市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年6月11日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

大和市営住宅の建替えに伴う駐車場の設置に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市営住宅条例の一部を改正する条例

春日市営住宅条例(平成26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

欽修市営住宅

」

を

「

欽修市営住宅
大和市営住宅

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

2 施行日以後の大和市営住宅の駐車場の使用に係る使用の許可その他必要な行為については、施行日前においても、この条例による改正後の春日市営住宅条例の規定の例により行うことができる。